

地方議員の調査研究管外報告書

2022年10月21日(金)

神戸市会議員 山本のりかず

- 日時：2022年10月19日(水)9:30～10:30
- 場所：東京都千代田区 衆議院議員会館
- 目的：地方自治体における評価証明書(固定資産課税台帳登録事項証明書含む)のDX化への確認と特別養護老人ホームにおける老朽化に伴う修繕・改修への補助制度への支援を確認するとともに要望
- 内容：令和2年度地方分権改革に関する提案書説明と住宅用家屋証明発行事務を廃止することへの提案説明と制度確認。加えて、特別養護老人ホームについての新設や増設に対する補助制度確認。
- 所見：制度自体の説明を受けるとともに、評価証明書のDX化への方向性は一致するが、開始時期が未定のため早急な実施向けの要望を実施。また、特別養護老人ホーム向けの災害対策向けの補助制度がある一方、実質的に老朽化対策の補助メニューがないため制度構築のための要望を実施。



※衆議院会館にて、関係省庁と打ち合わせ

■日時：2022年10月19日(水)14:00～16:30

■場所：東京都千代田区有楽町

■目的：公会計を通じて公共施設の「あり方」を検討し制度面を参考に、神戸市の保有資産に対する有効活用につなげるため。

■内容：公共施設の「所有重視」から「活用重視」への転換

→公共施設マネジメントの基本的な課題は、限られた資源の中で、住民生活と行政運営に必要な施設の維持管理を適切に行うこと。

→老朽化した施設の安全を確保して施設の利用率や稼働率を最大限にあげて、投資を含めた経費を最小にすること。

公会計改革が進んでいるが、予算編成過程はまだまだ款項目節による歳出歳入予算管理が前提で、事業別予算書に減価償却費や人件費などの変動費が考慮されていない。

→大多数の自治体が、「所有」を絶対視する発想から脱却できていない。また、ライフサイクルコスト(運営維持費、大規模修繕費や解体費用など)を考慮すれば、公共施設の資産はリスクの方が大きいと捉える認識も広がっている。



※新有楽町ビルの会議室にて

自治体における学校(小学校・中学校のプールは、日本だけが屋外のプールがあり、高度成長期の時代に作られていった経緯がある。現代において、日本の義務教育ではほとんどの学校にプールが設置されており、水泳授業が必修となっている。世界に目を向ければ、日本の学校に標準整備されている体育スポーツ施設(体育館や校庭、プールなど)がドイツには施設整備されていない。

日本の小中学校のプール設置率の変遷を確認すると、昭和 38 年は 12%の設置率で、昭和 44 年には 28%、昭和 50 年には 52%となっている。

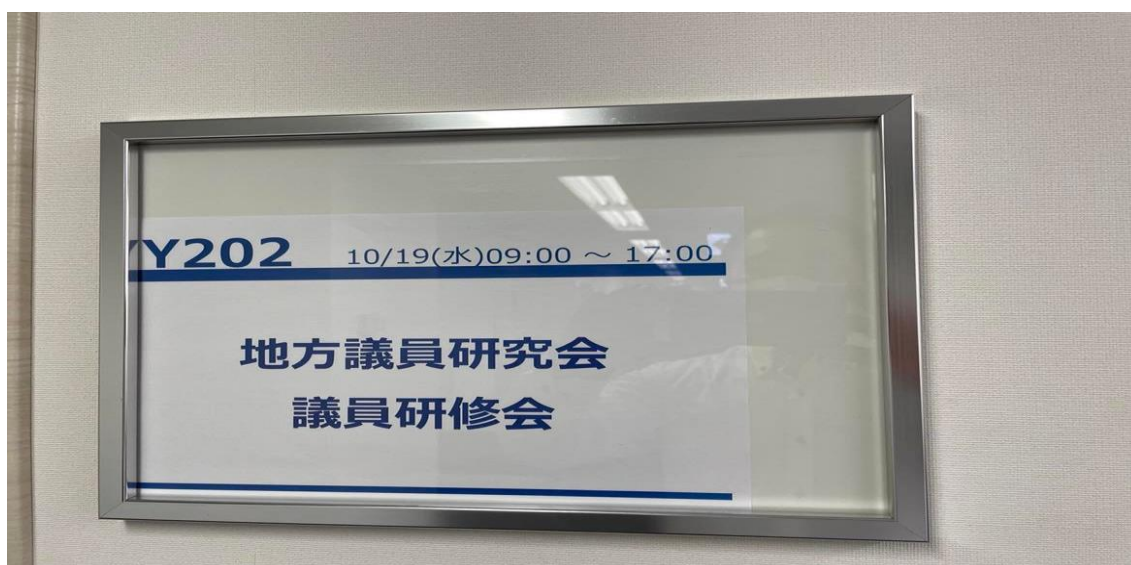
これからの時代においては、学校に本当にプールがあるかどうかフルコストの側面から考えていかなければならない。

※一般的に、プール維持管理費について年間維持は約 700 万円(薬剤費や水道費など)がかかると言われている。

※プールを建築するのは、約 2 億円かかり減価償却費は 20 年使用すると減価償却費が 1,000 万円かかる。

社会の情勢や費用面、教師負担などを考えれば、子どもたちにはスイミングスクールに行ってもらうことも一つの方法。

■所見: 少子超高齢化が進展している現代において、自治体が保有している資産について活用していく施策を展開していくとともに「施設を持たない」マネジメントを考えていき。実行していくことも必要と考えます。実務上、他の自治体においては政策展開しているところもあり、今後これまでの概念からの脱却が必要です。そして、固定資産台帳貸借対照表におけるデータを分析・活用して、企業と同様に資産のオフバランス化を検討すべきと考えます。



- 日時：2022年10月20日(木)10:00～12:30
- 場所：東京都千代田区有楽町
- 目的：公共施設を把握することで健全な財政経営につながり、神戸市の行財政改革に資する政策を提案するため。
- 内容：公共施設スペースの面積削減することにより、将来的な財政負担を減らしていくこと。→面積削減(投資経費削減、維持修繕費削減)、施設コスト削減(資産の売却・貸付)。

公共施設マネジメントにとって最も大切なこと→市民の安全を守るという安全の確保であり、公共施設管理運営に瑕疵があった場合に金銭的な賠償責任とともに公務員個人が業務上過失致死傷罪として刑事罰を受ける可能性に言及。

既存公共施設の徹底的な利活用、部分的な改修や設備投資ではなく、新規にハコモノを建設するのは、補助金や交付金、地方債による財源確保が新規建設投資に偏っている財政運営の構造になる。



※新有楽町ビルの会議室にて

公共施設における必要な「トリアージ」の発想転換

→維持管理費・修繕費の配分基準を設定する。

- ・小規模施設(500 m²程度以下)→予算範囲内事後保全
- ・小中学校と1,000 m²以上の耐震性確保施設→15年以上使用なら外壁・屋上・トイレのみ(それ以外は減築又は廃止)

財政制約ラインに沿った優先順位の設定

→劣化状況、修繕履歴、実利用人数など)

茨城県筑西市では、公共施設のトリアージを実施済み

→公共施設管理の基本原則を定め、公民館の複合化や学校の統廃合に取り組んでいます。

1、施設総量の縮減：公共施設全体の総床面積を20年間で20%縮減します。

※重複している施設や機能(会議室、ホールなど)

2、既存施設の複合化：既存施設の大規模改修や更新(建て替え)は、複合化原則

※学校を含めた施設の複合化

3、計画的な管理運営：施設・設備の点検業務を統一し、長寿命化と修繕更新

※対症療法的な修繕(事後保全)から計画的な修繕(予防保全)への転換

4、効率的な管理運営：トータルコストの縮減・平準化を図る

※複合化による空いた土地や低未利用知地の活用・処分を促進

5、市民・民間事業者との協働

※情報公開による市民と行政の問題意識の共有と市民との協働による課題解決

■所見：これからの時代においては、自治体の限られた予算の中で「施設ありき」ではなく、各局が保有している施設についても機能的な側面から複合化などができないかどうかを検討し、「重複・余剰」している施設を縮減していきつつ市民サービスの向上を複合的な観点から捉えていく公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

本年度は阪神・淡路大震災から27年目を迎えております。近年は、行財政改革を進めつつ、行政施設の建て替えやリニューアルなどを推進しており、停滞していたハード面の整備が着々と進んでいる現状です。一方で、将来的な公共施設の維持管理費や類似公共施設の懸念も想定されるため、適切な公共施設マネジメントを実行していくことが重要と考えます。これからの神戸市における公共施設について、重複施設を減らすとともに複合的な施設を構築していく提案をしてきます。

- 日時：2022年10月20日(木)14:00～16:30
- 場所：東京都千代田区有楽町
- 目的：指定管理者制度が導入され20年以上経過しており、一定の制度理解が広がっている側面もあるが、本来のサービス向上につながっているか検証
- 内容：公共施設も活用すれば稼ぐ施設になり、指定管理者制度を「削減」から「収益」に変えることが必要

・指定管理者制度

受託主体：法人その他の団体

法的性格：指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任するもの(包括的管理権限代行)

施設の管理権限：指定管理者が有する。なお、管理の基準や業務の範囲は条例で定めることを要する。

施設管理者：指定管理者が設置。

・業務委託

受託主体：限定はない(議員、首長についての請負禁止規定あり)

法的性格：契約に基づく個別の事務又は業務執行の委託

施設の管理権限：設置者たる地方自治体が有する。

施設管理者：地方自治体が設置



地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

条例で利用料金を最大限にしておくことで、指定管理者がその範囲内において、自治体の承認を受けた上で、収益を最大にする料金設定することができる。

■所見：指定管理者制度導入により、本質的なサービスの向上を展開していくことで、経済的な活動を伴う施設に関して「稼ぐ」機能を強化していくことにつながる。例として、大阪城公園パークマネジメント事業(大阪城公園PMO事)のように指定管理者の判断で必要な施設整備の投資を行い、収益を確保する形態をとる事業を検討していくことが必要です。但し、前提条件としては十分な収益を確保できる立地や環境にあることが必須である。神戸市では、須磨海浜水族園が民営化されることで、賛否両論の意見があるが料金設定に配慮することで魅力ある水族園に生まれ変わっていただきたいことを期待します。

